

那覇市内事業者の皆様へ

那覇市長 城間 幹子



事業系資源化物の排出区分及び処理方法の適正化について（通知）

平素より、本市の廃棄物行政にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市は「第3次那覇市一般廃棄物処理基本計画」において市民、事業者、市の三者協働による資源循環型都市づくりの推進を基本方針に掲げ、廃棄物の削減に向けた各種施策を展開しております。

近年、一般廃棄物処理施設へ搬入される事業系ごみは、産業廃棄物や資源化の妨げとなる不適物の混入が多く見受けられ、再生利用や適正処理に影響を及ぼしている状況となっております。

つきましては、2020年4月より下記のとおり事業系資源化物の排出区分及び処理方法の適正化を図り、事業系ごみの再生利用及び適正処理を推進していくこととお知らせします。

事業者の皆様には、事業系資源化物の排出区分及び処理方法の適正化の趣旨をご理解いただき、今後も事業系ごみの資源化及び減量への取り組みをしていただくとともに、ごみ処理費用の適正な負担について、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 対象となる事業系資源化物

缶類、びん類、ペットボトル

2 排出区分及び処理方法

- (1) 事業活動に伴い排出される缶類・びん類・ペットボトル（以下「対象3品目」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に従い、産業廃棄物として排出及び処理すること。
- (2) 産業廃棄物である対象3品目は、那覇市の資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」へは搬入できません。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるものであって、市の受入基準（別紙参照）に適合している場合に限り搬入ができるものとする。

3 添付資料

- (1) 事業系ごみの正しい分け方・出し方（チラシ）等
- (2) 別紙（事業系資源化物（缶類、びん類、ペットボトル）の処理について

（お問合せ先）

那覇市環境部 廃棄物対策課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話番号：098-951-3231